

平安朝歌合の新資料

New Data on Utaawase in the Heian Period

久保木 哲 夫

KUBOKI Tetsuo

一

萩谷朴氏『平安朝歌合大成』(以下『歌合大成』と略称)が、平安時代の歌合を考える際に最も重要で、かつ基本的な文献であることは誰しもが認めるところであろう。陽明文庫や尊経閣文庫等に蔵せられている類聚歌合の十巻本、二十巻本の完本はもちろん、柏木切、二条切などと称されて、古筆切としても珍重され、諸家に秘蔵されてきた断簡をも限なく集成し、考察された功績は、どれほど高く評価してもしきれるものではないと思われる。

ただし本文集成にあたって、『歌合大成』ではかなり手を加えている。傍書などを取捨選択し、仮名を漢字に改め、句読点や濁点を施している。要するにある種の解釈が施されているのである。それ

がプラスに働くことももちろんあるが、マイナス面がまったくないわけでもない。かつて『私家集大成』が一切の私意を排し、原資料をそのまま忠実に翻刻した方法に倣って、歌合も新しく集成しなおしたらどうだろうかという意見があり、鎌倉・室町時代の歌合をも含めて、現在、新企画が進行中である。

『歌合大成』の増補新訂版が世に出ても十数年を経ている。その後見出された資料も少なからずある。この際、現段階において管見に入った限りをまとめておくのも意味がないことではないと思うので、以下、可能な限り図版を掲げながら、その資料的意味について考えていきたい。

二

図版1は、藤堂家旧蔵手鑑「古今翰聚」中の一点である。「俊忠卿」とする極めを持つもので、次のような内容を有する。

左 わたのはらの恋ち

あさりせしうらを見しかはわたつうみのい

そのはまくり色こかりしを

右 としのうちにときをうしなふ物

ひと、せに夏なとたにおもひせては

左 のいふやうとしのうちにときをうしなふ

ものとはあるはあつくるしきほとなれはくた物

はなつなしと思にやあ覧みきのいふやうわ

たのはらの恋ちはあま人のもすそしほる

はまくりなといひてこれもかれも心ゆきいとをかしち

『歌合大成』によれば、これは七九「天元四年四月廿六日 故右衛門督齊敏君達歌合」（通称「小野宮右衛門督家歌合」）の13、14番にあたる。従来知られていた当該歌合の本文には二系統あり、全一首（うち一首は下句脱、また、左歌、右歌のそれぞれが欠けたもの二番あり）のかなり不完全な群書類従本と、それらの脱を補い得るかと思われる全一八首の統群書類従本とである。二十巻本文は断簡としてしか伝えられていず、知られる範囲の内容から判断して、あるいは不完全な群書類従本系かとされてきた。その後、冷泉家時雨亭叢書が刊行され、別な伝本の存在が知られることとなった。第四十九巻「歌合集 百首歌集」に掲載されている

る、「納言家歌合七種」のうちの「をの、宮右衛門のかみのうたあはせ」と題する一点がそれで、やはり一二首本であり、内容もまったく群書類従本と同じものであることが判明した。連続する「同家歌合」なをのうたあはせ」も、小異はあるが、やはり連続する群書類従本「同家歌合」に一致し、陽明文庫蔵「古今歌合卷第十三」の目録に見える、

小野宮右衛門督家歌合 天元四年

題奈曾、語

同家歌合

の、連続する二点に該当することも確認できた。要するに、二十巻本そのものが本来不完全な内容を有する本文だったことになる。

ところで右の断簡は、実はすでに『歌合大成』には紹介済みのものであった。ただし原資料からではなく、田中親美氏が収集された「青写真」なるものによつていて、それは「褪色して判読せざる所多し」と注されているものである。細字補入の部分も読めなかったであろうか、まったく記されていない。

そもそも群書類従本や時雨亭文庫本では「ひと、せに」の歌の下句を欠いているのである。それが統群書類従本では、

ひと、せになつなしとたに思ひせはたこ袂はくみてまし

とあり、字足らずで、中途半端な形ではあるが、一応下句を有している。ところが右の断簡では、

みそのにかほるかせのたち花

と細字補入の形ではあるものの、統群書類従本とは異なる下句を記している。もともと歌合自体が「なぞなぞ語り」を題としているので意味はとりにくいのだが、これはどのように解したらいいのだら

うか。いずれにしても、当該歌合の資料としては、極めて重要な意味を持つことになると思われる。

図版2は、同じ藤堂家旧蔵手鑑「古今翰聚」に見える一点で、やはり「御子左俊忠卿」の極めを持つ断簡だが、現段階ではどの歌合資料にも一致する歌が見あたらない。転写本として伝わった後世の末流伝本にも該当する歌は見あたらないのである。

本文は次の通り。

六番 祝

左勝

きみかよはかきりもあらしひさかたのあ

まてる月のかけにしるしも

右

たかさこのちよふまつ(ママ)の千たひまてかゝるとつ

きしきみかよはひは

手がかりは、料紙と筆跡、ならびに「六番 祝」とであろうか。

料紙は、天三、地一の界を持つもの(『歌合大成』の分類でいうとE野)で、その特徴を示す断簡をまず『古筆学大成』で探すと、二二六「永長元年五月廿五日 権中納言匡房歌合」(通称「江中納言家歌合」)が見出される。筆跡も同筆と認めてよさそうである。当該断簡は、すでに知られている三葉のうち、サンリツ服部美術館蔵手鑑「草根集」所載のもの(『歌合大成』A)に、

ましかかねてたつねきたればほとゝぎす

このくれやまにひとこゑそなく

の歌が見え、同じ歌が、夫木抄・八〇九二に、

このくれ山 嘉保三年五月匡房家歌合 読人不知

待ちかねて尋ねきたればほととぎすこのくれ山に一声ぞなくとあることから、匡房の家の歌合と推定されているものである。

「嘉保三年」は十二月に改元して「永長元年」となるので、『歌合大成』ではそちらを用いている。陽明文庫蔵「古今歌合卷第十三」目錄には、

大江匡房江中納言家歌合嘉保三年五月廿五日

題郭公水鶏 祝五月雨 恋蘆橋 螢火

とあって、七題の歌合であったこともわかるが、既存の断簡は、それぞれ「ほととぎす」、「四番 螢」、「五番 水鶏」、「七番 恋」と目録に合致し、当該断簡も「六番 祝」とあるから、まず間違いなく二十巻本「江中納言家歌合」の一部と見てよいだろう。

三

東京、原美術館蔵手鑑(金)「麗藻台」には、三葉の平安時代歌合関係資料が押されている。うち一葉(図版3)は、「忠家卿」の極めを持ち、本文には、

三番 左

いくたひかゆきかへるらむかりかねのこゝろ

とゝむる春もあれかし

右

かへるかりこゑこそとほくすきぬなれ

つけてとふへき人はなけれど

とある。料紙は、『歌合大成』の分類でいうB野で、内容は、一七

二一「康平三年前」春 伊勢大輔女達山家三番歌合（通称「山家三番歌合」）17、18番に合致する。

当該歌合は、陽明文庫蔵「古今歌合卷第廿」目録に、

山家三番

題 梅 池柳 帰鷹

とあるとおり、三題、各三番の歌合で、計一八首。幸いなことに、二十巻本の忠実な写しと思われるものが宮内庁書陵部に「山家歌合」（五〇一・五七二）として蔵されており、本文自体はすでに知られているものである。これまでに見出されていた二十巻本の断簡は、五葉八首。

なお『古筆学大成 30』の補遺欄124に掲載されている、

一番 帰雁

左

たまつさはちりもやするとかりかねのこゑ

にこゝろをかけてやるかな

右

ふるさとをかすみへたてはかりかねの

こなたのそらにゆきやかへらむ

も新資料で、当該歌合の13、14番にあたり、『歌合大成』未収のものである。併せて七葉、一二首となる。

図版4は、同じ手鑑「麗藻台」に押されている断簡で、「俊忠卿」

の極めを持つものである。

左 五節

あたなりし花をもこひしくれ竹の

かはらぬ色をわかともとせん

一二九「長久二年四月七日 権大納言師房歌合」（通称「源大納言家歌合」）17番歌にあたる。陽明文庫蔵「古今歌合卷第十三」目録に、

同大納言家歌合長久二年

題 夏衣 葵 卯花 葵
早苗 郭公 鶯 吳竹 遣水

とあるもので、一〇題、一〇番、計二〇首の歌合。末流本文として群書類従本が知られており、それによって当該歌合の断簡であることが確認される。二十巻本断簡は右を含めて七葉（模写も含む）、一二首となる。

図版5も、同じ手鑑「麗藻台」に押されているものだが、二十巻

本以外の断簡で、鎌倉初期の写かとされるものである。「源二位頼朝卿」の極めを持ち、通常「大慈切」と呼ばれている。

三番 左

雅兼

かへるさのみちのしるへにみやきの、花まつはきを

しをりてそゆく

右

やきすてしふるの、をの、まくすはらたま、くは

かりなりにけるかな

定通

二六一「天永元年四月廿九日 右近衛中將師時山家五番歌合」（通称「山家五番歌合」）の一部である。完本としては、宮内庁書陵部蔵「山家歌合」（五〇一・五七二）さきの「山家三番歌合」と合綴）や群書類従本などがあり、別に二十巻本の断簡もある。これまでに知られていたものには、二十巻本断簡が、模写を含めて、六葉、一一首。大慈切が、三葉、六首。それに、右の一葉、二首が加わることになる。二十巻本断簡と大慈切とは内容的に重なる箇所があ

り、それによると、字配りなどは必ずしも一致しないが、字母などの使用状況から判断して、大慈切は、二十巻本の比較的忠実な写しである可能性が高い。

四

図版6は、林家旧蔵手鑑(注3)に押されているものである。「西行」の極めがあり、通常「月輪切」と呼ばれている。

卅一番

左

なき人をかそふるあきのよもすから

しほるゝそてやとりへのゝつゆ

右

はかなしやあたにいのちのつゆきえて

のへにやたれもをくりをかれむ

おくりをかれんのへのあはれもあさく

みなさるゝにははへらねと左のしものく

猶なかきよのそてのつゆもふかくおき

まさる心ちし侍にや仍為勝

四六六「(文治五年十一月以前)西行続三十六番宮河歌合」(通称「宮河歌合」)61、62番に合致する。完本としては、『歌合大成』によると、桂宮旧蔵本なるものが存するよしであり、それを親本とする宮内庁書陵部蔵「続三十六番歌合」(五一〇・五二)、群書類従本等があつて、月輪切なる断簡は、これまでに九葉、一四首が知られ

るのみであつた。ここに「卅一番」の二首が、判詞も含め、そつくり現れたことになる。

図版7は、兵庫個人蔵の手鑑に押されている断簡で、「俊忠卿」の極めを持つ。一二二「長元五年十月十八日 上東門院彰子菊合」(通称「上東門院菊合」)の歌合日記にあたる部分である。

わかれたまふ左民部卿中宮権大夫衛門督

右東宮大夫権大納言四条中納言宰相中将

殿はいつかたにかとみたまはすれとこなたかな

さふらはむとのたまはすれとこなたかな

たには御心よせありけなる御あそひ

当該歌合は、上東門院彰子のもとで行われた、菊題、一〇番、二

〇首の歌合。陽明文庫蔵、十巻本「歌合第五」の目録に

女院歌合菊合
長元五年十月十八日

とあるものである。伝本としては、十巻本、二十巻本両系があるものの、いずれも断簡で、完全ではない。ただし昭和六一(一九八六)年に十巻本の冒頭部分が出現し、十巻本と二十巻本両方の断簡を併せると、詳細な歌合日記を含め、ほぼ全文が姿を整えることになった。当断簡は二十巻本系であるが、両者の本文が基本的に同系統であることも幸いした。『新編国歌大観』に底本として用いられている宮内庁書陵部蔵(五〇一・五五四)本をはじめ、尊経閣文庫蔵本、彰考館文庫蔵本、三手文庫蔵本、群書類従本などの写本類はすべて二十巻本系の和歌本文のみを伝えたもので、歌合日記の部分を欠いているから、本文としては十分なものとは言えない。当断簡の出現により、その日記本文の部分が一層整うことになった。

なおこの箇所直接つづく部分が、久松家旧蔵手鑑(注4)「筆林」に押

されているが、『歌合大成』の翻刻(乙本D)は不正確なので、改めて本文を掲げると、次のようになる(図版8参照)。

ものゝ□ねなどもをりからにやとすくれて
きこゆあそひの人／＼のそてに御そをたま
はず

上東門院歌合

題 菊

歌人 伊勢大輔 伊与中納言 弁乳母 中納言内侍

小弁 五節 少納言内侍 美濃弁

兼忠朝臣

ついでに、同じ「筆林」に押されている「御子左大納言忠家卿」の極めを持つ、一九〇「某年夏 祿子内親王歌合」の断簡(図版9参照)も、やはり『歌合大成』既出ではあるが、正確を期し、併せて掲出しておく。

院歌合

題

歌人

一番 郭公暁声

左 中務

ほとゝきすまちあかしたるしのゝめになく
ひとこゑはみにそしみける

右 小式部

ほとゝきすいかなるさとにたみねしてまた
しのゝめになきてすくらむ

五

図版10は、西本願寺藏手鑑「鳥跡鑑」所収のものである。「俊忠卿」の極めを持ち、二十卷本系。十卷本を底本とした『歌合大成』四五「天曆十年(二月廿九日)麗景殿女御莊子女王歌合」(通称「麗景殿女御歌合」)の11、12番歌に合致する。ただし11と12番の、左右が入れ替わっている。

不会恋

左

人をよにこひにけかるゝ我みには

いつくのなみたこゝらいつらむ

右

かぎりなくこひをのみして世中に

あはぬためしにわれやのこさん

当該歌合は、十卷本の完本が陽明文庫に蔵されており、二十卷本が断簡となつて、これまでのところ七葉、一四首が知られていた。十卷本と二十卷本とは、作者名が違っていたり、「鶯」題の右の歌がまったく別の歌になっていたり、従来知られていた限りにおいても両者は本文の上でかなりの相違が認められたが、右の断簡においても左右が違っている。さらなる出現が期待されるのである。

図版11は、白帝文庫藏手鑑(注5)所収のものである。「御子左黄門俊忠卿」の極めを持ち、八七「寛和元年八月十日 内裏歌合」の7番歌にあたる。

四番 露

左持

御製

をきのはにおけるしらつゆたまかと
てそてにつゝめとたまらさりけり

当該歌合は、十卷本文が完全な形で尊経閣文庫に蔵せられており、六題、六番、一二首の全体像は知られるのだが、二十卷本はこれまでのところ、三葉、六首分しか知られていなかった。十卷本と比較すると本文に小異がある。右はその七首目ということになる。

図版12、13は、香川大学神原文庫蔵の模写手鑑「濯錦帖・満月帖」収載のものである。図版12は、すでに知られている断簡の模写で、六〇「応和二年五月四日庚申 内裏歌合」の負態に関する箇所である。原断簡の図版が『古筆学大成 21』¹⁰²に収められている。この模写がいかに忠実なものであるかを示すためにわざわざ掲げてみたのだが、ぜひ比較参照してみたい。

御記 応和二年八月廿日今夜殿上侍臣設和歌負態去

五月庚申夜男女房献和歌明日相合為男房

負仍所為也亥刻許召侍臣於女房簾前飲酒

唱歌

このうたあはせのまけわさ八月廿日殿上人あつまり
てしろかねこかねのひけこともにいてつけたるう
たともすゝむしのこに

なかつかさ

ほとゝきすひとこ糸よりもすゝむしの秋をふるね
のあかすもあるかな

図版13も、模写ではあるものの、右の例から見ると、やはり

極めて忠実な写しと見てよいだろう。「俊忠卿」の極めを持ち、その内容から、二三〇「嘉保二年八月廿八日 郁芳門院媿子内親王前 裁合」(通称「鳥羽殿前裁合」)の冒頭部分であることがわかる。

郁芳門院 題萩菊女節花薄
鳥羽殿前裁合歌 嘉保二年八月廿八日^九

講師 左 右中弁宗忠朝臣

右 右近少将能俊朝臣

当該歌合は、袋草紙、中右記、古今著聞集などによって、その形式面についてはかなり精しく知ることが出来るが、歌合本文そのものはこれまでのところ二十卷本の断簡が六葉ほど伝存するのみで、有名な歌合のわりには内容面で知るところが少なかつた。冒頭部分の出現は非常に貴重である。

六

以下は、本稿では図版を省略する。

まず『古筆学大成 21』の195に「開催未詳歌合」として掲載されている断簡がある。本文は次の通り。

このうたのおとりまさりはうちのうへなむさ
ためさせたまひける右はかちにけりそのよ
御あそひ有て左かたにうへよりたまは

歌合末尾の判詞と、それにつづく日記的な文章、といった趣きであるが、これだけではどの歌合に属するものであるか、はっきりしない。天皇が臨席されていた歌合なのであろう、「うちのうへなむ

さだめさせたまひける」とある。料紙は、天地に界があり、罫は比較的幅が広く、いわゆる「A罫」と呼ばれるものである。各罫には二行ずつ文字が書かれており、料紙、筆跡、また書きようなど、すべてにつけて、これまで、二二「延喜十三年八月〔十三日〕亭子院・女七宮歌合」（通称「亭子院藤壺女七宮歌合」）かとされてきた断簡（『古筆学大成 21』85参照）に酷似する。ただしこれまで知られてきた断簡もごく一部で、本当にそれらが当該歌合の断簡であるかどうかは確認がとれていない。内容面からも分量が不足していて判断がむずかしい。従来知られていて、「亭子院藤壺女七宮歌合」かとされてきた断簡と、右の「開催未詳」とされる断簡とが、形式的にも筆跡の面からも酷似しているという事実だけは、まず間違いなからうと思われる。

つづく『古筆学大成 21』の196も「開催未詳歌合」とされるもので、内容は次のようなものである。

かすかなるたかひやまよりさほのうちへなきゆくなるはたれよふことり

ただしこれは万葉集巻十、一八二七番の歌である。天治本万葉集の断簡である仁和寺切は伝称筆者も同じ「藤原忠家」とされているように、筆跡が類聚歌合切に非常によく似ている。特に仮名書きされている訓の部分は判別がつかないほどで、いわゆる万葉仮名で書かれている和歌本体がなく、訓の部分だけだと非常に誤りやすい。たまたま『古筆学大成 12』の190に天治本の直前の箇所が掲載されており、それにつづく箇所である。おそらく極札にも「忠家」とあったので、小松茂美氏ほどの目利きでも誤ったのであろう。

『古筆学大成 30』の補遺欄126に掲載された歌合断簡も、『歌合

大成』未収録のものである。「東京古典会100周年記念」と銘打たれた平成二十三年の「古典籍展観大入札会」にも出品され、同「目録」にも図版が収録されている。

三番 ゆふくれのこゑ 美作
左

かたらふもなか／＼なりやほとゝきすたそかれと
きのあかぬひとこゑ 式部
右

ふたこゑとなきてをすきよほとゝきすた
そかれときはおほめかれけり

一九〇「某年夏 祿子内親王歌合」5、6番にあたる。当該歌合は図版9の項でもすでに扱ったが、二十巻本の比較的忠実な写しが「類聚歌合九ヶ度本」（五〇一・五五四）として宮内庁書陵部に蔵せられ、本文自体は知られていたものである。原資料がはじめて現れたことになる。

また、同じ『古筆学大成 30』補遺欄の127に、次のような歌合断簡が掲載されている。

いかはかりふりつむゆきそひにそへてひら
のたかねのしろくなりゆく
ふゆきぬとおもひもかけぬあさまたき
つもりにけりなこしのみゆきは
きみかよにくらふの山のひめこまついくちた
ひかはおひかはるへき

収載歌はどの歌合にも見られないものである。『古筆学大成』では何の根拠も示さずに、「伝西行筆 二十巻本歌合切 二一九 従

二位親子草子合（推定）」とする。おそらく伝称筆者が西行であること、料紙が天地に界のみあるものであること、それに、独特の筆致などからの判断であろうが、以上の条件に基づき限り、その「推定」は十分納得できるものである。ただし「従二位親子草子合」（通称「従二位親子歌合」）は、同じ二十卷本系の完本（一五題、一五番、三〇首）が別に伝存しており（『歌合大成』ならびに『古筆学大成』21）参照、それとは内容的に一致しない。可能性としては、『歌合大成』が当該歌合の乙本とし、後宴歌かとされる断簡（徳川美術館蔵手鑑「鳳凰台」所収）のつれといふことになろうか。

なお、図版は現段階ではまだ掲載がむずかしいのだが、最近奈良国立博物館が収蔵したばかりの手鑑に、「俊忠卿」の極めを持つ、次のような断簡が押されている。

一番 瞿麦

左勝

頼資

山かつのかきねなれともなてしこのはな

みむ人はたちやとまらん

右

資成

あさゆふにおきふしみつるとこなつのはなの

にほひのあかすもあるかな

二首の歌は、これまでに知られている歌合のどこにも見られないものであるが、作者が「頼成」、「成資」で、「一番 瞿麦」とある歌合は、陽明文庫蔵「類聚歌合卷第十七」の目録に、

頼資、成家歌合

題 瞿麦 夏草 蟬 鵜河 納涼 螢火
蚊遣火 月 祝 萩 祓 祝 萩 祓 祝 萩 祓

とある歌合以外のものは考えられない。『歌合大成』でいうと、一

七四「永承元年—康平三年」夏 頼資資成歌合」にあたる。これまでに三葉、六首が知られていたが、一葉が『古筆学大成』21」133に掲載されており、両者を比較すると、料紙はいわゆるB野で、筆跡も同筆と認めてまず差し支えないものである。

七

断簡類ではなく、近世の写本であるが、これまで散佚作品として扱われてきた歌合が存在していた。浅田徹氏の教示によるもので、彰考館文庫蔵「前太政大臣家和歌合」(巳13)がそれである。冒頭に、

前太政大臣家和歌合

寛治八年八月 日

題 紅葉 萩 恋

とあり、五題、五番、計一〇首。歌人には、有家、忠教、仲実、有賢、基兼、惟信、盛実（歌人欄には二度記されているが、誤りであろう）、説長、永実、盛家の一〇名が名をつらねる。判、ならびに判詞はない。陽明文庫蔵「古今歌合卷第十一」の目録に、

前太政大臣家和歌合 寛治八年八月十九日於高陽院講之卿

題 雪 祝 萩 公 月

同家 歌合 寛治八年八月 日

題 紅葉 萩 恋

と、二度の「前太政大臣家和歌合」（後者は「同家歌合」と記す）が並記されているが、前者は著名な「高陽院七番歌合」で、後者は題

のあり方から考え、あきらかに当該歌合ということになる。『歌合大成』ではもちろん歌合本文を載せず、主催が同じ前太政大臣(師実)であり、しかも同じ寛治八年八月の催しだから、『高陽院七番歌合』の負方による「後番の意識によって企図されたものであると推定される」とし、二二八「前関白師実後番歌合」と名づけられた。しかし歌人達はすべてが必ずしも「高陽院七番歌合」とは一致しない。おそらく前者とは直接関係のない、別個のものであろう。

そのほか、『歌合大成』刊行以後に新しい資料が発見され、論文として発表されたものには、管見に入ったものとして次のようなものがある。

- 池田和臣「二十卷本類聚歌合の新出資料」(汲古46 二〇〇四・一二) 一二「延喜元年八月十五夜 或所歌合」、三九「天慶二年二月廿八日 貫之歌合」関係
- 久保木哲夫「泉屋博古館蔵手鑑 付、堀河院中宮歌合考」(泉屋博古館紀要22 二〇〇六・三) 二〇九「承暦四年十月二日庚申 篤子内親王家侍所歌合」関係
- 四辻秀紀「翻・複 大治元年八月 摂政左大臣家歌合」新出の廿卷本類聚歌合の紹介をかねて(金鯨叢書33 二〇〇六・一〇) 三二五「大治元年八月 摂政左大臣忠通歌合」関係

併せて参照願いたい。

八

以上、順不同で縷々述べてきたが、全体を見やすいように、今回扱った歌合を『歌合大成』の順に従って整理しなおすと次のようになる。

- 一二「延喜元年八月十五夜 或所歌合」池田和臣論文
- 二二「延喜十三年八月(十三日) 亭子院・女七宮歌合」(亭子院藤壺女七宮歌合)『古筆学大成 21』195(推定)
- 三九「天慶二年二月廿八日 貫之歌合」池田和臣論文
- 四五「天曆十年(二月廿九日) 麗景殿女御莊子女王歌合」(麗景殿女御歌合) 図版10
- 七九「天元四年四月廿六日 故右衛門督齊敏君達歌合」(小野宮右衛門督家歌合) 図版1
- 八七「寛和元年八月十日 内裏歌合」 図版11
- 一二二「長元五年十月十八日 上東門院彰子菊合」(上東門院菊合) 図版7、ならびに図版8
- 一二九「長久二年四月七日 権大納言師房歌合」(源大納言家歌合) 図版4
- 一七二「(康平三年以前) 春 伊勢大輔女達山家三番歌合」(山家三番歌合) 図版3、ならびに『古筆学大成 30』補遺欄124
- 一七四「(永承元年-康平三年) 夏 頼資資成歌合」奈良国立博物館蔵手鑑
- 一九〇「某年夏 祿子内親王歌合」 図版9、ならびに『古筆学大成

30 補遺欄 126

二〇九「承暦四年十月二日庚申 篤子内親王家侍所歌合」久保木哲夫論文

二一九「從二位親子草子合」『古筆字大成』30 補遺欄 127（推定）

二二八「前関白師実後番歌合」彰考館文庫蔵 浅田徹教示

二三〇「嘉保二年八月廿八日 郁芳門院媿子内親王前裁合」（鳥羽殿前裁合）図版 13

二三六「永長元年五月廿五日 権中納言匡房歌合」（江中納言家歌合）図版 2

二六一「天永元年四月廿九日 右近衛中将師時山家五番歌合」（山家五番歌合）図版 5

三二五「大治元年八月 撰政左大臣忠通歌合」四辻秀紀論文

四六六「〔文治五年十一月以前〕西行統三十六番宮河歌合」（宮河歌合）図版 6

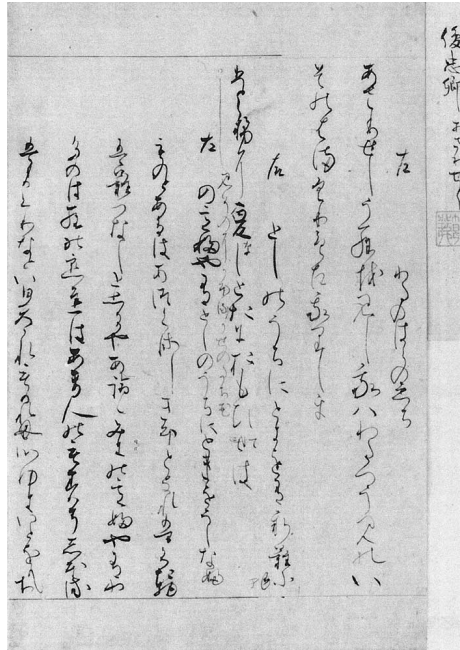
注

- 1 現在は個人蔵。
- 2 正式には、公益財団法人アルカンシエール美術財団蔵。
- 3 現在は文化庁蔵。
- 4 現在は立正佼成会蔵。
- 5 正式には、財団法人犬山城白帝文庫蔵。
- 6 香川大学図書館の目録によれば、当該手鑑は「雲錦文庫旧蔵折本 賀茂季鷹編か」とのことである。ただし「賀茂季鷹編か」とされている根拠は不明である。
- 7 平安時代の歌合を調べようとする場合、一般には古筆資料など

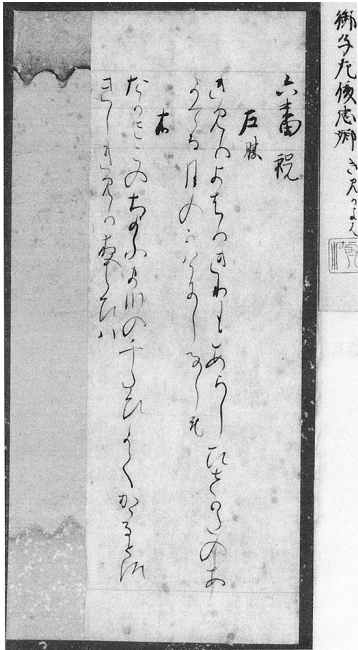
が中心で、近世の写本類にはあまり関心が払われない。さすがは浅田氏というべきであろう。ただし彰考館文庫では現在のところ全文の翻刻は認めておらず、かなり熱心に交渉したが許可は得られなかった。やむを得ず要点だけの説明になったが、国文学研究資料館に紙焼き（PDF）があり、全文を閲覧することは可能である。ぜひご参照願いたい。

なお、貴重な資料を閲覧、調査させていただきありがとうございました。図版掲載もお許しください。関係各位に厚く御礼を申し上げます。またいろいろとご教示くださり、閲覧の便宜を図ってくださいました浅田徹、四辻秀紀両氏にも改めて感謝申し上げます。

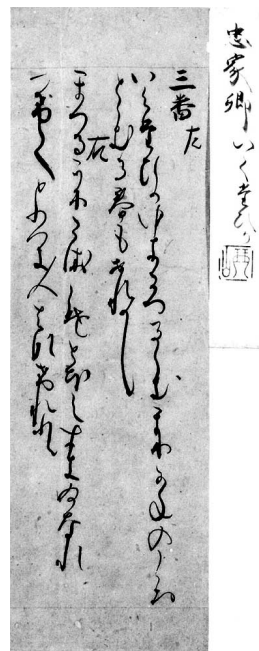
図版1 藤堂家旧蔵手鑑「古今翰聚」



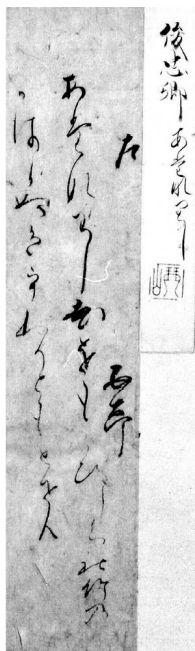
図版2 藤堂家旧蔵手鑑「古今翰聚」



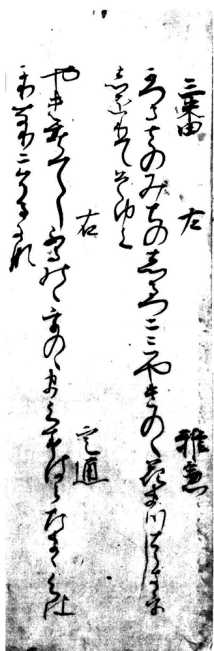
図版3 原美術館蔵手鑑「麗藻台」



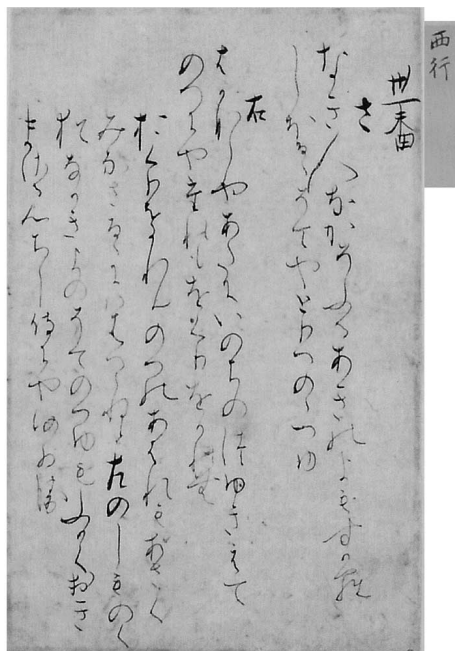
図版4 原美術館蔵手鑑「麗藻台」



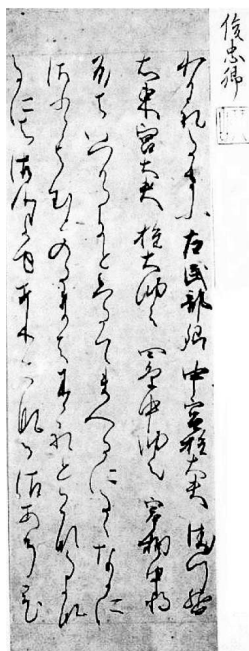
図版5 原美術館蔵手鑑「麗藻台」



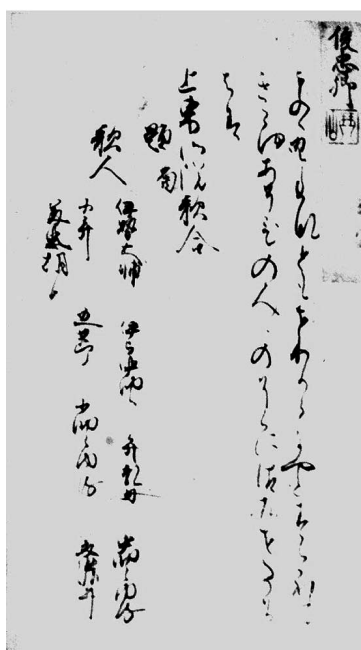
図版6 文化庁蔵(林家旧蔵)手鑑



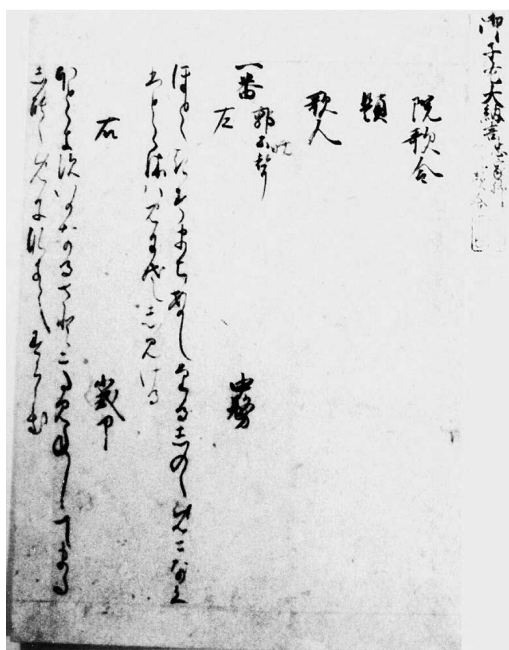
図版7 兵庫個人蔵手鑑



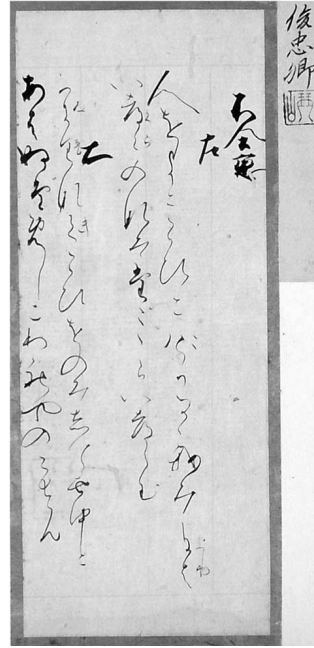
図版8 立正佼成会蔵(久松家旧蔵)手鑑「筆林」



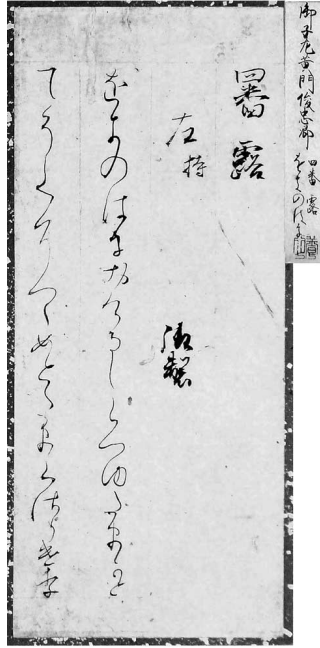
図版9 立正佼成会蔵(久松家旧蔵)手鑑「筆林」



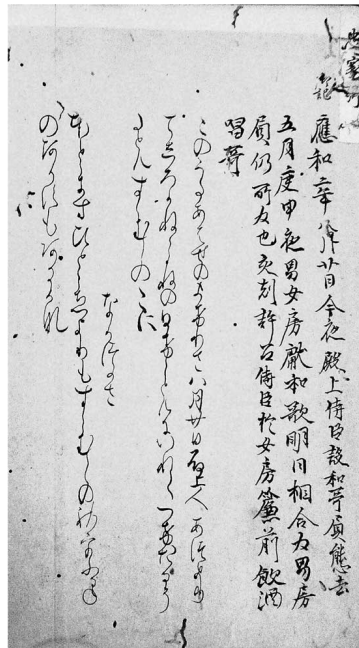
図版10 西本願寺蔵手鑑「鳥跡鑑」



図版11 白帝文庫蔵手鑑



図版12 香川大学・神原文庫蔵 模写手鑑「濯錦帖・満月帖」



図版13 香川大学・神原文庫蔵 模写手鑑「濯錦帖・満月帖」

